

雇用就農推進施設等整備事業実施要綱

	4 産労農振第 2793 号 令和 5 年 3 月 31 日
一部改正	5 産労農振第 3122 号 令和 6 年 3 月 29 日
一部改正	6 産労農振第 2831 号 令和 7 年 3 月 27 日

第 1 趣旨

東京農業を次代に確実に継承していくためには、新たな担い手を含む農業を継いでいく人材の確保・育成が喫緊の課題となっている。

国は、農業者の減少の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、分散錯圃の状況を解消し、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要なことから、令和 5 年 4 月 1 日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正した。改正された農業経営基盤強化促進法 5 条及び第 11 条の 11 では、都道府県が農業を担う者の確保・育成に関する方針を策定し、農業経営・就農支援を行う体制を整備することが規定された。

東京の農業振興地域は、インフラの整備状況や立地条件が市街地から離れているなどという理由により、一部地域では遊休農地化が進み土地が有効活用されていない状況がある。東京農業振興プラン（改正令和 5 年 3 月）においても、「農業振興地域を含めた都内全体の農地の維持・利活用」は今後進めていくべき最重要課題と位置付け、貸借等による農地の利活用により、担い手の効率的な営農支援を進めていく必要があるとしている。

こうした社会的背景をもとに、農業振興地域等において、都内での農業参入を希望する法人の営農を支援することで、農業振興地域等のさらなる活用を図り、参入法人による雇用就農を通じて、担い手が減少する東京農業の人材の確保・育成を促進する。

第 2 事業の目的

雇用就農推進施設等整備事業は、都内農業振興地域等で新たに農地を借りて又は所有して農業経営を行う法人を対象に、雇用就農による先駆的な生産事業に係るモデル的な農業経営を展開するための施設整備を支援し、法人による雇用就農を促進することにより、東京農業の担い手の確保を図ることを目的とする。

第 3 事業の内容

都内農業振興地域等で新たに農地を借りて又は所有して農業経営を行う法人が、雇用就農による農業経営を展開するための施設整備等に必要となる経費を補助する。

第 4 事業実施地域

本事業の実施地域は、原則として以下の 1 又は 2 とする。

- 1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に基づく農業振興地域の農用地区域。
- 2 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条に基づく地域計画の区域。

第 5 事業実施期間

本事業の実施期間は、参入法人等の事業計画を審査の上、事業計画達成のために必要と

なる事業期間が複数年に渡ることができることとする。

第6 他の施策等との連携

本事業の実施に当たっては、農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項）、農業経営基盤強化促進基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条に定める構想をいう。）等の農業振興等に関する市町村の総合的な計画に則するほか、認定農業者の育成対策、農地創出・流動化対策、遊休農地解消対策、新規就農者対策、農福連携対策、東京都が行う雇用就農推進支援事業等の施策との連携に努めるものとする。

第7 推進支援体制

1 都の推進指導体制

都は、本事業を関連施策との連携に配慮しながら、地域の実情に応じて円滑かつ適正に推進するために、別に定めるところにより、関係機関による「雇用就農推進施設等整備事業推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置し、市町村、事業実施主体等に対する推進指導体制を整備するものとする。また、事業の事前の内容精査と事後の評価を行い、適切に事業が執行できるように努めるものとする。

2 市町村の推進指導体制（地域支援チーム）

市町村は、行政機関や農業団体等による推進指導体制を整備し、本事業の円滑な推進を図るための推進指導に当たるものとする。

第8 助成措置等

都は、予算の範囲内において、本事業の実施のために必要な経費を別に定めるところにより、市町村を補助事業者として補助金を交付するものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。